

徳島県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月9日

徳島県監査委員 鹿山公弘
同 大西康生
同 福山正啓
同 木下賢功
同 仁木啓人

監査結果の公表年月日	令和8年2月13日	監 査 の 結 果		講 じ た 措 置													
<p><公益財団法人とくしま産業振興機構> 割賦設備債権、リース設備債権、設備資金貸付金及び求償権について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>債権残額の状況</p> <table border="1" data-bbox="226 794 801 979"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>96,869,229円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度決算額</td> <td>97,393,069円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>△523,840円</td> </tr> </table>		令和6年度決算額	96,869,229円	令和5年度決算額	97,393,069円	増減額	△523,840円	<p>未収となっている債権については、債務者及び連帯債務者の資産状況や支払能力に係る調査結果をもとに、電話や訪問、文書により督促を行い、交渉に当たっては、訪問による現金回収のほか、機会を逸しないよう、臨機応変に振込、手形による分納等にも対応する取組を徹底し、迅速な債権回収に努めた。</p> <p>これらの取組の結果、令和7年度末の債権残額は前年度末に比べ約447千円減少した。</p> <p>今後も、債務者及び連帯債務者に対して徹底した調査を行い、償還能力、資力に応じた効率的な督促、交渉を実施するとともに、状況に応じて法的措置を講じる等、積極的に債権保全を図る。その上で、特に回収が困難と認められる事案については、延滞債権管理審査委員会に諮り、適正に償却を進め、適切な債権管理に努める。</p> <p>債権残額の状況</p> <table border="1" data-bbox="1263 1086 2040 1302"> <tr> <td>令和6年度決算額</td> <td>96,869,229円</td> </tr> <tr> <td>収入済額</td> <td>446,780円</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和8年3月31日現在の収入未済額</td> <td>96,422,449円</td> </tr> </table>		令和6年度決算額	96,869,229円	収入済額	446,780円	償却額	0円	令和8年3月31日現在の収入未済額	96,422,449円
令和6年度決算額	96,869,229円																
令和5年度決算額	97,393,069円																
増減額	△523,840円																
令和6年度決算額	96,869,229円																
収入済額	446,780円																
償却額	0円																
令和8年3月31日現在の収入未済額	96,422,449円																